

人吉高等学校	〃	平成15年12月15日
多良木高等学校	〃	平成15年12月3日
天草高等学校	〃	平成15年12月17日
天草東高等学校	〃	平成15年12月19日
倉岳高等学校	〃	平成15年12月17日
牛深高等学校	〃	平成15年12月11日
大矢野高等学校	〃	平成16年1月13日
河浦高等学校	〃	平成15年12月18日
熊本商業高等学校	〃	平成15年12月25日
球磨商業高等学校	〃	平成15年12月16日
松島商業高等学校	〃	平成15年12月24日
鹿本商工高等学校	〃	平成16年1月9日
熊本工業高等学校	〃	平成15年12月11日
玉名工業高等学校	〃	平成16年1月15日
小川工業高等学校	〃	平成15年12月25日
八代工業高等学校	〃	平成16年1月15日
水俣工業高等学校	〃	平成15年12月24日
球磨工業高等学校	〃	平成15年12月15日
天草工業高等学校	〃	平成15年12月9日
熊本農業高等学校	〃	平成15年12月3日
北稜高等学校	〃	平成15年12月4日
鹿本農業高等学校	〃	平成15年12月10日
菊池農業高等学校	〃	平成15年12月12日
翔陽高等学校	〃	平成15年12月8日
阿蘇清峰高等学校	〃	平成15年11月28日
矢部高等学校	〃	平成15年11月27日
八代農業高等学校	〃	平成16年1月9日
芦北高等学校	〃	平成16年1月16日
南稜高等学校	〃	平成16年1月16日
苓明高等学校	〃	平成15年12月18日
苓洋高等学校	〃	平成15年12月17日
湧心館高等学校	〃	平成15年12月19日
盲学校	〃	平成15年12月26日
熊本聾学校	〃	平成15年12月19日
熊本養護学校	〃	平成15年12月26日
松橋西養護学校	〃	平成16年1月20日
松橋養護学校	〃	平成15年12月24日
松橋東養護学校	〃	平成16年1月19日

	荒尾養護学校	〃	平成15年12月17日
	大津養護学校	〃	平成16年1月20日
	菊池養護学校	〃	平成15年12月4日
	黒石原養護学校	〃	平成16年1月19日
	小国養護学校	〃	平成15年12月1日
	芦北養護学校	〃	平成16年1月13日
	天草養護学校	〃	平成15年12月18日
	球磨養護学校	〃	平成15年12月19日
	苓北養護学校	〃	平成15年12月11日
	ひのくに高等養護学校	〃	平成16年1月20日
警察本部	熊本北警察署	〃	平成15年12月5日
	熊本南警察署	〃	平成15年12月10日
	熊本東警察署	〃	平成15年12月24日
	玉名警察署	〃	平成15年12月9日
	荒尾警察署	〃	平成15年12月4日
	山鹿警察署	〃	平成15年12月9日
	菊池警察署	〃	平成15年12月25日
	大津警察署	〃	平成15年12月10日
	小国警察署	〃	平成15年12月24日
	一の宮警察署	〃	平成15年11月26日
	高森警察署	〃	平成15年12月5日
	御船警察署	〃	平成16年1月8日
	矢部警察署	〃	平成15年12月24日
	松橋警察署	〃	平成16年1月8日
	八代警察署	〃	平成15年12月24日
	宮原警察署	〃	平成16年1月14日
	芦北警察署	〃	平成15年12月24日
	水俣警察署	〃	平成16年1月14日
	人吉警察署	〃	平成15年12月24日
	多良木警察署	〃	平成15年12月16日
本渡警察署	〃	平成15年12月5日	
大矢野警察署	〃	平成16年1月14日	
牛深警察署	〃	平成15年12月25日	

2 監査の主眼

今回の監査は、教育委員会の県立学校74校、警察本部の警察署23署を対象に、合规性、正確性、経済性・効率性、有効性について、次の次項に主眼をおいて実施した。

- (1) 収入事務は、適時適切に行われているか。
- (2) 収入客体の把握は適切か。
- (3) 収入未済に係る債権管理は適切にされているか。
- (4) 現金の収納、保管等の管理は適切か。チェック体制が機能しているか。

- (5) 支出関係の事務は適正に行われているか。
 - (6) 各種契約事務は適正に行われているか。
 - (7) 支出に係る履行確認は確実にされているか。
 - (8) 工事の計画、設計及び施行は適切に行われているか。
 - (9) 補償事務は適正に行われているか。
 - (10) 物品の取得及び管理は適正に行われているか。
 - (11) 財産の取得及び管理は適正に行われているか。
- 3 監査の結果
- 報告公表事項
監査において是正又は改善を要する事項として指摘すべきものは、特になかった。
 - 指導事項
なお、監査時において、生産物収入に関する台帳等の整備、業務委託仕様書及び積算内容の明確化、毒物劇物等の適正な管理等に関し、是正又は改善を要する事項として指導を行った。

熊本県監査委員公告第2号

平成15年9月9日から平成15年11月14日までの間に実施した監査の結果に基づく改善措置を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成16年3月12日

熊本県監査委員 松 本 和 彦
同 山 本 豊 孝
同 荒 木 詔 之
同 船 田 直 大

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
熊本県税事務所	平成15年9月11日	平成15年12月19日
(報告公表事項) 県税の未収金（平成14年度末現在 4,311,832,300円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 「平成15年度事務執行計画」及び「平成15年度県税確保強化対策実施計画」に掲げた数値目標の達成を図るため、随時、「県税確保強化対策会議」や「収税部門強化対策検討会」において進行管理の徹底を図り、必要に応じて見直しを行うなど、状況に応じた対策を講じ、未収金の解消を図る。		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
福祉総合相談所	平成15年9月30日	平成15年12月19日
(報告公表事項) 児童保護費負担金等の未収金（平成14年度末現在52,781,825円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置) 児童保護費負担金等の未収金については、児童保護費負担金の決定、徴収を行っている福祉総合相談所において、平成14年度から負担金の実務を担当している児童相談課を3係体制とし、児童第一係を中心とした負担金チームを設置し、当該負担金の総合的な徴収管理を行うとともに、電話や文書による督促や家庭訪問等により徴収強化に努めている。また、当該業務の主管課である家庭福祉課及び知的障害福祉課においても、福祉総合相談所が行う訪問徴収に同行している。 なお、未収金が発生する大きな要因の一つである、入所者本人に支給されている障		

害者基礎年金を、家族が生活費として利用しているケースについては、可能な限り施設への管理へ移行するよう、今後とも家族との協議を重ね、未収金の発生防止に努めていきたい。

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
熊本土木事務所	平成15年9月9日及び9月10日	平成15年12月19日
(報告公表事項)		
道路占用料等の未収金（平成14年度末現在 3,644,586円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
納入督促を臨戸訪問及び電話により行っているが、滞納者と直接面会しその場で現金領収ができるよう臨戸訪問の回数を増やした。なお、行方不明者については、戸籍や住民票による所在調査を行った。（平成16.1.19 現在 2,304,084円）		

監査対象機関等	監査執行年月日	報告公表年月日
宇城地域振興局	平成15年10月2日及び10月3日	平成15年12月19日
(報告公表事項)		
(1) 県税の未収金（平成14年度末現在 168,746,859円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
平成15年12月末現在の収入歩合は11.5%で1925万円の収入となっており、昨年度より2.1%増収となっているが、引き続きその解消に努力している。		
個人県民税については、各市町に対して機会をとらえて督励を行い、研修会や高額滞納事案検討会の開催、共同催告の実施等を行い徴収向上に向け努力している。		
その他の県税については、年末まで夜間催告、臨戸の徹底を行ってきたが、年度末に向け滞納処分を強化し、県税の収入確保にさらなる努力を行う。		
(報告公表事項)		
(2) 農業改良資金貸付金償還金等の未収金（平成14年度末現在 9,091,681円）について、引き続きその解消に努めること。		
(改善措置)		
(農業改良資金貸付金償還金)		
平成14年度末現在 6,545,000円 農業改良資金に係る平成14年度末滞納は、2名（4件）6,545,000円であったが、平成15年7月に、1名（1件）813,000円回収し、残り1名（3件）5,732,000円については、引き続き経営指導及び生産技術指導を毎月実施しているところであり、経営改善等を図りつつ回収に努めている。		
△ 813,000円		
(生活保護返還金徴収金)		
平成14年度末現在 1,337,696円 H16.1.30現在残 1,176,696円（4人4件）毎月家庭訪問等を行い、分割による納入を含め納入指導を継続している。		